

平成 19 年 5 月 31 日

経済産業省 商務情報政策局 消費経済政策課  
特定商取引に関する法律パブリックコメント担当 御中

「特定商取引に関する法律施行令の一部を改正する政令案について」に対する意見

#### 【意見】

「特定商取引に関する法律」が、事業者の不公正な勧誘等を取り締まることで消費者取引を適正化し、その反照として消費者保護を行うだけに留まらず、民事ルールを導入することにより、積極的に消費者保護の機能を果たしていることを、私たちは高く評価しております。

また今回、面前の消費者被害を看過せずに、指定商品・役務を追加指定する施行令改正を行うことで、消費者保護に努めようとされている貴省の姿勢は十分評価しております。

しかし、多数の消費者被害を受けて施行令改正により指定商品・役務を追加指定していく行政手法は既に限界に来ているものと思われまます。

現在、産業構造審議会 消費経済部会 特定商取引小委員会で行われている指定商品制度の見直しを含む同法の抜本的な改正の論議を踏まえて、一日も早く特定商取引に関する法律が改正され、指定商品制が廃止されることを希望いたします。

その上で、各項目に関し、若干の意見を様式 2 に従い、述べさせて戴きます。

(意見の該当箇所)

#### 2. 政令案の主な内容

##### (1) 都道府県が処理する事務の追加等

①「通信販売及び電話勧誘販売に関する主務大臣の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととする」に関して

(意見の概要)

通信販売、電話勧誘販売による違法な販売行為に対して、経済産業大臣のみならず、地方自治体が行政処分を行えるようにすることに賛成いたします。

ただし、通信販売も被害者の居住地の地方自治体が行政処分を行えるよう希望するとともに、経済産業省が地方自治体の法執行を積極的バックアップし、広域な被害の発生時には、主務大臣の機動的な行政処分の発動を求めます。

(意見及び理由)

特定商取引法の違法行為に対して平成 17 年には 80 件のうち 45 件、18 年には 68 件中

50 件の行政処分を都道府県が行っており、地方自治体の行政処分が積極的に行われている点を高く評価いたしております。

従来、通信販売や電話勧誘販売は事業者の違法行為による被害発生 of 広域性の観点から、行政処分を地方自治体に事務委任せずに、大臣が行政処分を行ってきたと認識しています。しかし、大臣のみならず地方自治体も行政処分を行うことができるようにすることにより、より迅速な消費者保護が可能となることから、是非地方自治体にも行政処分の権限を委任することを希望いたします。

ただし、通信販売も事業者の所在地の地方自治体だけではなく、被害者の居住地の地方自治体にも事務委任することにより、より多くの地方自治体が迅速に法執行を行えるものと考えます。

また、地方自治体はその行政力において、格差も大きいことから、経済産業省の強力なバックアップ体制を求めるとともに、悪質な通信販売、電話勧誘販売により、広域で甚大な被害が発生している場合は、すみやかに主務大臣による機動的な行政処分の発動を求めます。

(意見の該当箇所)

(2) 指定商品の追加

「指定商品を定める別表第 1 に、「みそ、しょうゆその他の調味料」を追加する」に関して

(意見の概要)

消費生活センターの相談件数の増大から判断して今回の追加は一応評価いたしますが、他に通信契約に関連した「モデム契約」、「プロパンガスボンベ」も指定商品に追加を希望いたします。また、自動車の指定商品のクーリング・オフを適用除外からはずしていただくよう希望いたします。

(意見及び理由)

今回「みそ、しょうゆその他の調味料」を指定商品に追加することは、消費者被害の実態に即した判断として妥当と評価いたします。

また相談件数からみると、この他に「お茶」、通信契約に関連した「モデム」、「プロパンガスボンベ」も訪問販売による相談が多数寄せられており、指定商品に追加されることを希望いたします。

更に、自動車は特定商取引法の指定商品にすでに指定されておりますが、クーリング・オフの適用除外になっております。昨今では、自動車の相談件数も増加しておりますので、他の商品同様クーリング・オフの適用が受けられるよう希望いたします。

しかし、やはり特定商取引法の指定商品制度には限界がきていると思います。指定商品追加は多くの消費者被害の発生を常に後追いしている感があります。

是非、早急に指定商品制度は撤廃してくださいますようお願いいたします。

(意見の該当箇所)

(3) 指定役務

- ① 易断の結果に基づき、助言、指導その他の精神的な援助を行うこと。
- ② 商品取引所法及び海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律の規制を受ける取引に該当しない売買取引、現金決済先物取引、商品指数先物取引及びこれらのオプション取引について、当該取引の決済に必要な金銭の預託を受けて、取引を行うこと、取引を行うことの媒介を行うこと又は取引を行うことの委託の媒介、取次ぎ若しくは代理を行うこと」に関して

(意見の概要)

①、②の役務を追加することは、相談件数の増大から判断して評価いたします。が、相談の現場では、「警備サービス」、「有線放送契約」、「カウンセリングサービス」の苦情も増大しています。これらも指定役務に追加を希望します。また、特定継続的役務の指定役務に、幼児教室及び公務員試験を受験するための予備校を追加指定していただきたく希望いたします。

(意見及び理由)

相談が増加しており、今回特定商取引に関する法律で規制対象となり、クーリング・オフ等の民事ルールが受けられるようになることは大変喜ばしいことです。

ただし、相談現場では、「警備サービス」、や「有線放送契約」、「カウンセリングサービス」の苦情も増えており、当該役務も指定役務として追加されることを希望いたします。

以上

問い合わせ先

(社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会

消費者提言特別委員会

世話人 小林協子 花井淳子

152-0031 東京都目黒区中根2-13-18 第百生命都立大学駅前ビル

電話 03-3718-4678 FAX 03-3718-4015